

写

平 監 発 第 5 号  
平成 27 年 4 月 30 日

小平市長  
小 林 正 則 殿

小平市監査委員 舛 川 博 昭  
小平市監査委員 宮 寺 賢 一

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 行政監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

### 第2 監査のテーマ

準公金の管理について

### 第3 監査の目的

小平市においては、職務の関係上、市の歳入歳出現金である公金ではない、本市以外の団体等が保有する現金等（現金、預貯金及び有価証券）の取扱いを行っている場合がある。

こうした現金等、いわゆる準公金は、会計法及び小平市会計事務規則の適用対象外となっており、会計管理者の審査や監査委員の財務監査の対象外となっている。

今回、準公金の取扱いの状況を確認し、準公金の適正な事務の執行及び事件・事故の未然防止に資することを目的とし、実施するものである。

### 第4 監査の対象

この監査における準公金とは、市職員（学校徴収金にあつては都費職員を含む）が職務に関連して取り扱う現金等で、小平市会計事務規則が適用されないものをいう。

各課で取り扱っている準公金に関する事前調査結果（7頁を参照）に基づき、その内容、取扱金額、管理している各部署の取扱いの形態等を勘案して以下の準公金について、実施した。

なお、市立小・中学校における教材費などの学校徴収金については、小平市立学校の学校徴収金事務取扱規程に基づき管理され、教育委員会が状況把握のための実地調査等も予定していることから、今回は監査の対象外とした。

対象の準公金	所管部課
小平市民まつり実行委員会経費	市民生活部地域文化課
小平市グリーンロード推進協議会経費	市民生活部産業振興課
小平市民生委員児童委員協議会経費	健康福祉部高齢者福祉課
中学校給食費	教育部学務課
小川公民館・上水南公民館講座教材費 ※	教育部公民館

※中央公民館以下11館のうち2つの分館を抽出

### 第5 監査の期間

平成26年7月25日から平成27年3月26日まで

### 第6 監査講評の場所

市役所601会議室

## 第7 監査の主眼

以下項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 準公金を取り扱う必要があるか。
- (2) 会計事務処理要領（マニュアル）が作成されているか。
- (3) 預金通帳及び届出印は別々の職員が管理し、施錠できる金庫等に保管されているか。
- (4) キャッシュカードは作成していないか。
- (5) 入出金に当たって、収入・支出何書を作成し、金銭出納簿に記入しているか。
- (6) 入出金における納品書、請求書、領収書等が適正に保管されているか。
- (7) 現金での管理は可能な限り少額、短期間にとどめているか。
- (8) やむを得ず現金を管理する場合は施錠できる金庫等に保管されているか。
- (9) 金銭出納簿、預金通帳等の確認・検査が定期的に行われているか。
- (10) 金銭出納簿、預金通帳内容、現金預金残高、領収書内容が一致しているか。
- (11) チェック体制は確立されているか。
- (12) 取扱団体の規約や会則は整備されているか。
- (13) 取扱団体における監査は適切に行われているか。

## 第8 監査の方法

監査にあたっては、所管課の関係諸帳簿及び証書類と照合、関係職員からの説明聴取等を実施した。

## 第9 監査結果及び留意事項について

事前調査結果に基づき、抽出した準公金5件について、各担当部署を対象に関係資料等の書類審査、ヒアリング、実地調査を実施した。

実地調査では「監査の着眼点」に留意して、準公金の処理手順、チェック体制、現金、預金通帳、届出印の保管状況等を確認した。

それぞれの準公金については、おおむね適正に取り扱われていた。

なお、一部、下記事項について改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

～共通指摘事項等～

### 【指摘事項】

- (1) 管理責任者である課長は、毎月、預金通帳の残高と金銭出納簿の記載額、領収書等の金額が一致しているかを確認し、その日付を記入のうえ押印されたい。  
(小平市民まつり実行委員会経費、小平市グリーンロード推進協議会経費、小平市民生委員児童委員協議会経費)

**【意見・要望事項】**

(1) 会計事務処理マニュアルが作成されていないため、担当職員が適正に事務を執行できるよう作成されたい。

(小平市民まつり実行委員会経費、小平市グリーンロード推進協議会経費、小平市民生委員児童委員協議会経費)

(2) キャッシュカードは事故防止の観点から本来作成するべきではないが、やむを得ず作成している場合には、厳重に管理するとともに、今後の取扱いについては、必要性の有無について検討されたい。

(小平市民まつり実行委員会経費、小平市グリーンロード推進協議会経費、小平市民生委員児童委員協議会経費)

(3) 職員が管理する準公金全般について、適正な取扱いの全庁的な基準が整備されるのが望ましい。

(小平市民まつり実行委員会経費、小平市グリーンロード推進協議会経費、小平市民生委員児童委員協議会経費、公民館講座教材費)

～個別指摘事項等～

1 小平市民まつり実行委員会経費

小平市民まつり実行委員会は、小平市民まつりを円滑に実施するため組織され、市補助金及び賛助金、参加費等を財源に企画運営している。

<平成 25 年度決算額>

収入額	支出額	残額 (次年度への繰越)
7,947,664 円	7,624,390 円	323,274 円

**【指摘事項】**

(1) 決算時において、現金保管額が預金通帳に記載されていなかった。収支差引額(次年度繰越額)を預金通帳に記載したうえで、決算額の正確性を担保されたい。

(2) 業務委託に係る契約書が作成されていなかった。実行委員会において契約に関する規則等はないものの、契約書は契約の成立、内容及び履行を確保するための証拠となることから、契約締結時に適正に作成されたい。

(3) 車両借上げ料について、立て替え金額に対する支払いが不足しているものが見受けられた。差額分については精算するとともに、今後の会計処理に当たっては、十分確認されたい。

**【意見・要望事項】**

(1) 現金が頻繁に取り扱われているにもかかわらず、現金専用の出納簿が作成されていなかった。会計処理の正確性を確保するため、現金出納簿も整備されたい。

(2) 委託業者の選定に当たっては、2人以上の者から見積書を徴取するなど、常に経済性、透明性を確保するよう努められたい。

- (3) みこし部会への交付金について、基準がないまま交付されていた。今後については、従前からの交付の趣旨を踏まえ、交付基準を作成し交付されるよう検討されたい。

## 2 小平市グリーンロード推進協議会経費

小平市グリーンロード推進協議会は、市補助金を主な財源に市民協働の力で小平グリーンロード（市内一周緑道）を活用しながら、産業の活性化と歴史的遺産である小平グリーンロードの水と緑の育成に関わって、自主的かつ組織的に実践的な活動を行っている。

※小平市グリーンロード推進協議会経費については、個別指摘事項等はなし。

〈平成 25 年度決算額〉

収入額	支出額	残額（次年度への繰越）
5,982,497 円	5,977,441 円	5,056 円

## 3 小平市民生委員児童委員協議会経費

小平市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）は、民生委員法第 20 条の規定に基づき設置された団体であり、会費及び市補助金を主な財源に相互連絡及び研修などの活動を行っている。

〈平成 25 年度決算額〉

収入額	支出額	残額（次年度への繰越）
4,461,576 円	3,684,144 円	777,432 円

### 【指摘事項】

- (1) 預金通帳には宿泊研修に係るすべての入出金の記録はあるが、金銭出納簿及び支出伺書は差引残高のみの記録で済ませている。入出金の動きが分るように収入と支出は相殺せず別々に処理されたい。
- (2) 民生委員に配布している啓発に係る物品について、公費の予算不足により購入できない分を民児協の予算で購入していた。平成 25 年度の一斉改選で予測より多くの民生委員が新任された事情をまずは財政担当に説明し、公費の予算措置の手続きをすべきであった。今後は、適正に手続きされたい。

## 4 中学校給食費

給食費は食材相当費で保護者が負担する私費であるが、小平市においては、経理事務の処理権限を学校長から委任を受け、中学校全校の給食費会計は学校給食センター職員が一括処理している。

〈平成 25 年度決算額〉

収入額	支出額	残額（次年度への繰越）
234,973,242 円	233,375,884 円	1,597,358 円

### 【意見・要望事項】

- (1) 給食費未納の徴収分について、領収証の金額と金銭出納簿の金額が相違するものが見受けられた。経理事務について、複数の目で確認するなど適正に処理されたい。

- (2) 給食費過年度分の収入率については、平成 25 年度は前年度に比べて 10%程度上がっており、未納者対策の成果が見受けられるが、負担の公平性の観点からも今後も有効な未納者対策を検討、実行されたい。
- (3) 給食費の会計については、各学校及び保護者への決算報告、ホームページでの公表などで透明性を図っているが、取り扱っている金額も大きいため、引き続き公会計の研究を行うなど事故防止と透明性の確保に努められたい。

#### 5 小川公民館講座教材費・上水南公民館講座教材費

公民館では、主催講座における主に教材費など受講者に還元されるものについては実費負担として、現金を講座の初回に徴収し、教材費に充てている。

〈平成 25 年度決算額〉

収入額	支出額	残額（次年度への繰越）
207,350 円	207,350 円	0 円

#### 【指摘事項】

- (1) 公民館マニュアルに規定されている教材費の精算や会計報告がされていない。公民館マニュアルに則り適正に処理されたい。なお、会計事務処理について補足されたい。

#### 【意見・要望事項】

- (1) 教材費等を準公金として取り扱うことについて、関係法令はもちろん、その性質や過去の経緯等をおさえたうえで、考え方を整理されたい。さらに、今後も引き続き準公金として取り扱うかについては、事故防止、会計の透明性確保に資する方策とともに、常に検証されたい。

### 第 10 まとめ

地方自治法第 235 条の 4 の規定は、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」とされているが、職務上、準公金を取り扱わざるを得ないのが実情である。現在、取り扱っている場合でも取り扱う必要があるのか、他の方策はないのかを常に検討されたい。

また、団体への補助金等の支出事務と当該団体の会計事務を同一人が行っている場合は、不正防止のため担当を分けられないかを検討し、分けられない場合は十分なチェック体制を構築されたい。

今回、監査対象となった取扱部署において、会計事務処理要領やマニュアルを整備していない事例が見受けられた。会計事務処理要領等を整備したうえで、チェック体制を構築し、準公金を適正に管理されたい。また、監査対象とならなかった取扱部署においても現金や預金通帳の保管状況、チェック体制等を点検し、問題点があれば、速やかに対策を講じられたい。

市においては、準公金の適正な事務の執行及び職員による事件・事故を未然に防ぐことの必要性を認識し、全庁的に統一的な準公金に関する取扱要綱や処理基準などを整備することを望むものである。

## <資料>

準公金の取扱状況について

準公金の取扱状況を把握するため、全課 44 課に対し、取り扱う準公金の有無と、取り扱いはある場合の準公金の名称、取扱団体名、市から取扱団体への補助金等の有無、取扱金額、残高について調査を行った。

調査結果は次のとおりである。

※表中の構成比については、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

### (1) 市の課等が事務局となり、職員が会計事務を行っているもの

平成 26 年 3 月 31 日現在、10 課 15 団体で、そのうち、市から補助金等の交付を受けている団体は 10 団体であった。

表 1 所管課別団体数の状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

所 管 課	団体数	所 管 課	団体数
職 員 課	1	高 齢 者 福 祉 課	3
契 約 管 財 課	1	保 険 年 金 課	1
地 域 文 化 課	2	下 水 道 課	1
産 業 振 興 課	3	学 務 課	1
青 少 年 男 女 平 等 課	1	体 育 課	1

表 2 現金、預貯金等の保有金額 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

区分	1 万円未満	1 万円～ 10 万円未満	10 万円～ 50 万円未満	50 万円～ 100 万円未満	100 万円 以上	計
団体数	5	2	4	2	2	15
構成比(%)	33.3	13.3	26.7	13.3	13.3	100.0

表 3 平成 25 年度取扱金額

区分	10 万円未満	10 万円～ 50 万円未満	50 万円～ 100 万円未満	100 万円～ 1,000 万円未満	1,000 万円以上	計
団体数	1	2	2	5	5	15
構成比(%)	6.7	13.3	13.3	33.3	33.3	100.0



## (2) 参加費、教材費、募金とりまとめ金等の預かり金

平成 26 年 3 月 31 日現在、9 課 21 件であった。

表 4 所管課別件数の状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

所管課	件数	所管課	件数
職員課	1	水と緑と公園課	1
保育課	1	学務課	1
高齢者福祉課	1	生涯学習推進課	3
生活福祉課	1	公民館	1 1
ごみ減量対策課	1		

表 5 現金、預貯金等の保有金額

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区分	1 万円未満	1 万円～ 10 万円未満	10 万円～ 50 万円未満	50 万円～ 100 万円未満	100 万円 以上	計
件数	1 5	2	2	0	2	2 1
構成比 (%)	71. 4	9. 5	9. 5	0. 0	9. 5	100. 0

表 6 平成 25 年度取扱金額

区分	10 万円未満	10 万円～ 50 万円未満	50 万円～ 100 万円未満	100 万円～ 1, 000 万円未満	1, 000 万円以上	計
件数	8	8	0	3	2	2 1
構成比 (%)	38. 1	38. 1	0. 0	14. 3	9. 5	100. 0

## (3) 市立小・中学校全 27 校の取扱状況

小・中学校全 27 校で給食費、教材費等の準公金を取り扱っていた。

表 7 現金、預貯金等の保有金額 (小・中学校)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区分	1 万円未満	1 万円～ 10 万円未満	10 万円～ 50 万円未満	50 万円～ 100 万円未満	100 万円 以上	計
学校数	8	1	9	7	2	2 7
構成比 (%)	29. 6	3. 7	33. 3	25. 9	7. 4	100. 0

表 8 平成 25 年度取扱金額 (小・中学校)

区分	1, 000 万円～ 2, 000 万円未満	2, 000 万円～ 3, 000 万円未満	3, 000 万円～ 5, 000 万円未満	5, 000 万円以上	計
学校数	1	1 0	1 4	2	2 7
構成比 (%)	3. 7	37. 0	51. 9	7. 4	100. 0

## 準公金の取扱状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

課 名	準公金の名称	取扱団体名等
職員課	小平市職員互助会経費	小平市職員互助会
	育休者等現金納付分の住民税	無
契約管財課	小平市土地開発公社	小平市土地開発公社
地域文化課	小平市民まつり実行委員会経費	小平市民まつり実行委員会
	小平市防犯灯電気料管理組合経費	小平市防犯灯電気料管理組合
産業振興課	小平市グリーンロード推進協議会経費	小平市グリーンロード推進協議会
	小平市観光農業協会経費	小平市観光農業協会
	小平市農業経営者クラブ経費	小平市農業経営者クラブ
青少年男女平等課	薬物乱用防止推進事業助成金	東京都薬物乱用防止推進小平市地区協議会
	薬物乱用防止ポスター・標語の募集等事務の委託に関する委託料	東京都薬物乱用防止推進小平市地区協議会
保育課	写真代(保育園での保護者が撮影業者へ支払う預かり金)	無
高齢者福祉課	日本赤十字社社員増強運動に伴う募金等	日本赤十字社東京都支部
	小平市民生委員児童委員協議会経費	小平市民生委員児童委員協議会
	小平市高齢クラブ連合会経費	小平市高齢クラブ連合会
	戦没者の妻に対する特別給付金国庫債券	財務省(一時預かり分)
生活福祉課	生活保護受給者預かり金	無
保険年金課	交通災害共済加入申込金	東京市町村総合事務組合
ごみ減量対策課	牛乳パック売払金の寄附金	小平市指定資源回収協力店
下水道課	黒目川流域公共下水道雨水整備促進協議会負担金	黒目川流域公共下水道雨水整備促進協議会
水と緑と公園課	緑の募金とりまとめ金	東京緑化推進委員会
学務課	学校保健会経費	小平市学校保健会
	中学校給食費	小平市立中学校
生涯学習推進課	ジュニアリーダー養成講座参加費	無
	シニアリーダー養成講座参加費	無
	小平町交流事業参加費	無
体育課	スポーツ祭東京2013小平市実行委員会経費	スポーツ祭東京2013小平市実行委員会
公民館	中央公民館講座(合計 12 講座)学級費、教材費、茶菓子代	無
	仲町公民館講座(合計 2 講座)教材費	無
	花小金井北公民館講座(合計 3 講座)教材費	無
	小川公民館講座(合計 3 講座)教材費	無
	小川西町公民館講座(合計 3 講座)教材費	無
	上宿公民館講座(合計 2 講座)教材費	無
	上水南公民館講座(合計 3 講座)教材費	無
	花小金井南公民館講座(合計 2 講座)教材費	無
	津田公民館講座(合計 3 講座)教材費	無
	大沼公民館講座(合計 2 講座)教材費	無
	鈴木公民館講座(合計 1 講座)教材費	無